

家の修理をしたいが、市から「指定業者でないとダメ」と言われた。大工さんは順番待ちで、ちょっとでもはやくしたいのに…

「床上浸水」なのに、「半壊」にならない。二次調査の判定内容も見せてもらえない…

これまでに、こんなご相談も受けています

とりあえずアパートを見つけて入居したら、「後から『みなし仮設』にはできない」と言われたけれど、本当？

「床下浸水」だと、ほとんど何の支援も受けられない…

あきらめないで！

と一緒に、できることを考えましょう ご相談ください

皆さんの声を、岡山市や国に届け、改善をめざします



各省庁に要請する岡山・倉敷の日本共産党市議と仁比聡平参議院議員ら（8/22）

被害の認定と受けられる支援（一部）（詳しくは「市民のひろば」9月号で）

支援内容	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
					床上浸水	床下浸水	土砂崩れなど
①被災者生活再建支援金		○	○	(敷地内の被害でやむを得ず解体した場合)			
②義援金・見舞金		○	○	○	×	○	
③医療・介護		○	○	○	○	×	×
④保育料など		○	○	○	○	×	×
⑤みなし仮設		○	△	△	×	×	×
⑥応急修理		○	○	○	×	×	×
⑦災害援護資金(貸付)※		△	△	△	△	△	△

○対象 △一部対象 ×対象外

※被害区分のほかに、所得などの条件あり